

はじめに

この手引は、成年後見の申立て（保佐、補助を含む）をお考えの方を対象に、制度の概要、申立てに必要な書類、その後の手続などについて、あらましを説明したものです。この手引をよくお読みいただき、十分に制度を理解した上で申し立ててください。

第1 成年後見制度について

1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、ある人（以下「本人」といいます。）の判断能力が十分ではない場合（認知・記憶等に障害のある高齢者、知的障害者、精神障害者など）に、本人を法的に保護し、支えるための制度です。

例えば、本人に預金の解約、福祉サービスを受ける契約の締結、遺産分割の協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人に判断能力が全くなければ、そのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合にこれを本人だけで行うと、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、本人の判断能力を補うため、本人を援助する人が必要になってきます。

このように、判断能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が援助者を選び（この裁判を「審判」といいます。）、この援助者が本人のために活動する制度を成年後見制度といいます。

2 後見/保佐/補助について

(1) 「後見」とは

後見とは、本人の判断能力について、支援を受けても契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない場合になされるものであり、後見開始の審判とともに、本人（「被後見人」といいます。）を援助する人として後見人が選任されます。

後見人は、本人に関するすべての法律行為（契約をはじめとした権利・義務を発生させる行為すべて）を、本人に代わって行ったり（包括代理権）、本人が行った行為を取り消したりすることができます（取消権。ただし、日用品の購入等、日常生活に関する行為は取消しできません。）。後見人は、本人の財産をきちんと管理し、本人が日常生活に困らないよう十分に配慮していかなければなりません。

このように、後見人は、申立てのきっかけとなったこと（保険金の受取り、預金引出し、遺産分割協議等）だけをすれば良いものではなく、本人の生活全般に

ついて、広く本人のために活動する義務を負います。これは通常の場合、本人の判断能力が回復するか、亡くなるまで続きます。

後見制度の利用により、本人は、一定の資格や地位を失う場合もあります。

(2)「保佐」とは

保佐とは、本人の判断能力について、支援を受けなければ契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない場合になされるものであり、保佐開始の審判とともに、本人（「被保佐人」といいます。）を援助する人として保佐人が選任されます。

保佐開始の審判を受けた本人は、一定の重要な行為（金銭の貸借、不動産及び自動車等の売買、自宅の増改築等）を、単独で行うことができなくなります（保佐人の同意を得た上で行うことが必要となります。）。保佐人の同意を得ずにした行為は、保佐人や本人によって取り消すことができます。

このように、保佐人は、本人の利益を害するものでないか注意しながら、本人がしようとすることに同意したり（同意権）、本人が既にしてしまったことを取り消す（取消権）ことを通して本人を援助していきます。

保佐人に対して、本人に代わって契約を結ぶ等の権限（代理権）を付与したい場合は、保佐開始の申立てとともに、別途、「代理権付与の申立て」が必要です。代理権の付与は、特定の事項についてなされますので、どのような行為につき代理権が必要なのか検討し、申し立ててください。なお、保佐人に代理権を付与する場合には、本人の同意が必要となります。

保佐制度の利用により、本人は、一定の資格や地位を失う場合があります。

(3)「補助」とは

補助とは、本人の判断能力について、支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合になされるものであり、補助開始の審判とともに、本人（「被補助人」といいます。）を援助する人として補助人が選任されます。補助人は、本人が望む一定の事項について、保佐人と同様の活動（同意、取消し、代理）をすることで、本人を援助していきます。

補助開始の審判を申し立てる場合は、必ず、その申立てと一緒に、同意権や代理権の範囲を定める申立て（「同意を要する行為の定め」「代理権付与の申立て」）をしなければなりません。どのような行為について同意権や代理権をつけるのか検討して申し立ててください。

補助開始の審判をし、補助人に同意権又は代理権を付与するためには、本人の同意が必要となります。

語句説明

同意権：本人が重要な財産行為等を行う際に、保佐人又は補助人が、その内容が本人に不利益でないかを検討して、問題がない場合に同意する権限（なお、成年被後見人（本人）は、同意があっても自ら法律行為を行うことができないので、成年後見人に同意権は付与されません。）

取消権：成年被後見人（本人）が行った行為や、被保佐人（本人）、被補助人（本人）が保佐人又は補助人の同意を得ないで行った重要な財産行為等について、成年後見人、保佐人又は補助人が、その行為を無効なものとして取り消す権限

代理権：本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限

第2 申立ての手続について

次に具体的な申立ての手続について説明いたします（以下、後見／保佐／補助のことを「後見等」、後見人／保佐人／補助人のことを「後見人等」と記載します。）。

1 申立てをする裁判所

本人の住所地を管轄する家庭裁判所になります（住民票がなくても、転院予定のない入院先など、生活の本拠地を住所地とみなす場合もあります。）。

申立てをする裁判所（管轄）一覧（2頁）をご参照ください。

2 申立てができる人

申立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人等、市区町村長、検察官です。

誰が申立てできるか？

四親等内の親族とは、主に次の人たちです。

- (1) 親, 祖父母, 子, 孫, ひ孫
- (2) きょうだい, おい, めい
- (3) おじ, おば, いとこ
- (4) 配偶者の親・子・きょうだい など

3 取下げの制限

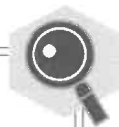


後見制度は、本人の保護を目的とした制度ですので、後見等開始の申立てを取り下げるには、裁判所の許可が必要です。裁判所が本人に後見等を開始する必要があると判断した場合には、取下げは許可されません。

また、同様の理由により、後見等開始の審判がなされた後には、申立ての取下げをすることができません。

4 申立てに必要な書類

申立て必要書類一覧表（3～7頁）の書類を提出してください。また、申立ての際には、封筒の必要書類等チェックリストで必要書類が整ったことをご確認ください。必要書類が整っていれば手続を早く進めることができます。



後見／保佐／補助のどの類型で申立てをするか？

後見／保佐／補助／の類型を定めるには、本人の判断能力の程度について、医師の医学的意見を聴かなければなりません。そのため、通常は、医師の診断を受け、診断書（成年後見制度用）の「3 判断能力についての意見」欄のチェック箇所により、上から2番目の「 支援を受けなければ契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。」にチェックがある場合は、「補助開始」の類型により、上から3番目の「 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。」にチェックがある場合は、「保佐開始」の類型により、上から4番目の「 支援を受けても契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。」にチェックがある場合は、「後見開始」の類型により、申し立てていただくことになります。

もっとも、これらの類型によって申し立てた場合であっても、必要に応じて、追加の診断書を出してもらったり、別途医師に鑑定を行ってもらったりする場合があります。

なお、1番上の「 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。」にチェックがある場合は申立てする必要がありません。

5 申立後の手続について

(1) 申立人、後見人等候補者調査（面接）

申立日当日に面接をする場合と、申立て後に別途面接日の連絡をする場合があります。（裁判所によって異なりますので、申立先の裁判所にお問い合わせください（2頁））

申立てをした家庭裁判所に来ていただいて、申立人及び後見人等候補者から申立てに関する事情を詳しくお伺いします。

申立人の方からは、「申立事情説明書」及び「本人情報シート」に基づいて、申立てに至るいきさつ、本人の生活状況、判断能力及び財産状況、本人の親族らの意向等について事情をお伺いします。

後見人等候補者の方には、「後見人等候補者事情説明書」に基づいて、その適格性に関する事情を確認いたします。

後見人等について

1 後見人等の選任について

- ・ 裁判所は、申立ての内容を審査し、本人を保護するためにもっとも適切な方を後見人等に選任します。
- ・ 申立書に記載した候補者が、必ず選任されるわけではありません。
- ・ 本人に高額の財産があったり、遺産分割等の専門的知識が必要だったり、身上監護や財産管理について家族間で意見が食い違ったりする場合など、本人の利益のために必要であると裁判所が判断するときには、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門家を選任することがあります。
- ・ 「後見人等について誰を選任するか」の点については、裁判所の判断に対して不服申立てをすることはできません。

2 候補者について

- ・ 本人の利益のためにふさわしい方（成年後見制度の内容や、後見人等の職務・責任を理解し、今後、継続的に本人のために活動できる人）がいる場合には、申立書の「成年後見人等候補者」欄に記載し、面接の際にご一緒にお越しください。



(2) 鑑定

鑑定とは、本人の判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。申立時に提出していただく診断書（成年後見制度用）とは別に、家庭裁判所が医師に鑑定依頼をする形で行われます。鑑定手続は、後見等開始の手続に必要なものですが、診断書のみで本人の判断能力についての判断が可能な場合などには鑑定を行わない場合もあります。

重要

鑑定のために申立人をお願いしたいこと

鑑定が行われることとなった場合、裁判所から、本人の病状等を把握している診断書作成医又は裁判官が選任する精神科医に鑑定を依頼することがあります。

そこで、次のような過程で診断書を作成した医師にお話してください。

「成年後見制度用診断書を作成される医師の方へ（お願い）」を診断書を作成した医師に渡す。



「診断書（成年後見制度用）」「鑑定手続についての照会書」を診断書を作成した医師に記入してもらう。

なお、この際、本人の親族以外で、職務上の立場から、日頃より本人を支援している福祉関係者の方（例：ケアマネジャー、介護支援専門員、ケースワーカー、医療ソーシャルワーカーなど）に「本人情報シート（成年後見制度用）」を書いてもらった上で、診断書作成のための資料として、診断を依頼する医師の方に渡してください。

※ 本人情報シートは申立書に添付するため、そのコピーを1部残しておいてください。

(3) 親族への照会

家庭裁判所は、本人の親族（本人の推定相続人）に対して、必要に応じて、書面等により、申立ての概要及び後見人等候補者名を伝え、これらに関する意向の確認をします。

申立書等綴りの中に親族の意見書がありますので、事前に賛成又は反対等の意見が得られる場合には、配偶者、子供、親などの本人の親族（本人の推定相続人）に署名・押印してもらい、申立時に提出してください。

(4) 本人調査（面接）

成年後見制度では、本人の意思を尊重するため、可能な限り申立ての内容について本人の陳述を聴取します。これを本人調査といいます。

保佐開始で代理権を付与する場合や、補助開始の場合には、本人の同意が必要となりますので、同意の確認も本人調査の中で行います。

本人調査に当たっては、可能であれば本人に家庭裁判所にお越しいただきますが、入院等により外出が困難な場合は、家庭裁判所の担当者が入院先等を訪問することもあります。

第3 後見制度支援信託と後見制度支援預貯金

1 後見制度支援信託について

(1) 後見制度支援信託とは

後見制度支援信託は、後見制度による支援を受ける方（保佐、補助により支援を受ける方は除かれます。）の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を後見人の手元で管理し、それ以外の通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。信託財産は、通常の預貯金と同様に元本が保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。

このように、後見制度支援信託は、本人の財産を確実に保全できるほか、本人の財産のうち、後見人が管理する対象が明確になるため、後見人の財産管理の負担軽減が図られる等のメリットがあります。

財産を信託する信託銀行等や信託財産の額などについては、原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人が本人に代わって決めた上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行等との間で信託契約を締結します。

(2) 対象となる事件について

後見制度支援信託は、本人の財産の金額や内容等から必要に応じて利用の適否が判断されます。また、判断に際して申立人や後見人候補者の意見をお伺いする場合があります。

2 後見制度支援預貯金について

(1) 後見制度支援預貯金とは

後見制度を利用している後見人（保佐，補助により支援を受ける方は除かれます。）が，家庭裁判所の「指示書」によって利用できる普通預貯金で，本人の財産を日常的に利用する金銭と普段は使われない金銭に分け，日常的に利用する金銭に関しては後見人が管理し，普段使われない金銭については裁判所の指示書がないと，入出金等の取引ができない普通預貯金の仕組みです。

(2) 対象となる事件について

後見人が後見制度支援預貯金の利用を希望する場合は，家庭裁判所に対して所定の報告書を提出して，その指示を受けてください。

第4 後見人等の職務と責任について

1 後見人の主な職務

後見人の主な職務は，家庭裁判所の監督の下で，本人の意思を尊重し，かつ，本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら（身上保護），必要な代理行為を行い，財産を適正に管理していくこと（財産管理）です。

具体的には，本人の心身の状態を適切に把握しつつ，本人に代わって預貯金に関する取引，治療や介護に関する契約の締結等の必要な法律行為を行うとともに，本人の財産が後見人自身を含めた他人の財産と混ざらないように管理したり，通帳や証書類を保管したりします。また，本人の将来の生活設計を踏まえて，適切な収支計画を立てることも必要になります。なお，本人の身の回りの世話（介護等）を直接行うなどの事実行為は，後見人の職務には含まれません。

そして，それらの財産管理の内容が分かるように記録し，領収書等を保管しておくとともに，定期的に家庭裁判所に報告し，家庭裁判所の監督（これを「後

見監督」と言います。詳しくは、18頁参照)を受けなくてはなりません。監督人が選任された場合は、監督人の監督も受けます。

後見人の職務は、日常の細々とした金銭の出納から、財産の処分、療養契約（施設入所契約や介護契約）の締結など多岐にわたります。そのため、一定の労力及び時間が必要であり、法律や福祉医療に関する知識が要求される場合もあります。

2 保佐人の主な職務

保佐人の主な職務は、家庭裁判所の監督の下で、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に対し適切に同意を与えたり、本人に不利益な行為を取り消したり、認められた範囲で代理権の行使をしたりすることです。

保佐人は、本人が重要な財産行為を行う際に同意することや、本人が保佐人の同意を得ないで重要な財産行為をした場合にはこれを取り消すことができます。また、保佐人は代理権が認められた範囲で本人の財産を管理します。

なお、保佐人が代理権を得るためには、別途申立てが必要です（9頁の第1の2(2)参照）。また、代理権の内容について、本人の同意が必要です。

保佐人についても、同意権、取消権の行使の有無や、代理権行使の有無等について、領収書等を保管しておくなどして、定期的に家庭裁判所に報告し、家庭裁判所の監督を受けなくてはなりません。監督人が選任された場合は、監督人の監督も受けます。

3 補助人の主な職務

補助人の主な職務は、家庭裁判所の監督の下で、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、認められた範囲で、本人に対し適切に同意を与えたり、本人の不利益な行為を取り消したり、代理権の行使をしたりすることです。

補助人は、代理権が認められた範囲で本人の財産を管理します。

なお、補助人が同意権、代理権を得るためには、それぞれについて申立てと本人の同意が必要です。（9頁の第1の2(3)参照）

補助人についても、同意権、取消権の行使の有無や、代理権行使の有無等に

ついて、領収書等を保管しておくなどして、定期的に家庭裁判所に報告し、家庭裁判所の監督を受けなくてはなりません。監督人が選任された場合には、監督人の監督も受けます。

4 後見人等の責任について

重要

後見人等は、裁判所から選任された公の職務として、裁判所の監督と指示に従いつつ、本人の財産を適切に管理しなければなりません。したがって、後見人等が裁判所の監督や指示に従わない場合や、後見人等として職務を行う意識や能力に不十分な面がある場合には、裁判所の判断で後見人等を解任されることがあります。

また、後見人等が、その不注意により、本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。さらに、後見人等が、本人の財産の横領や使い込み等の不正行為に及んだ場合には、業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。

以上のとおり、後見人等の責任は重大なものであり、後見人等は、「他人の財産を預かって管理している。」という意識を強く持って職務に取り組むことが非常に重要になります。

第5 後見等監督について

1 監督とは

家庭裁判所は、法律に基づき、後見人等に対して、その職務を正しく行っているか、また、後見等の事務を行う上で問題がないか確認するために、定期的に監督を行います。具体的には、後見人等に本人の健康状態や財産管理状況について問い合わせる照会書を発送したり、銀行等に本人の口座の取引履歴等を問い合わせたりして行います（銀行等への問い合わせは、裁判所に法律上認められた権限に基づき、後見人等の同意なく行うことができます。）。

後見人等は、家庭裁判所に対する年1回の定期報告を自主的に行う必要があります。本人の現状や現在の問題等についての報告書、本人の財産目録、その裏付け

となる通帳や領収書類等のコピーを、裁判所の定めた期限までに提出していただきます。そのため、後見人等は、日頃から領収書や取引に関する書類をきちんと保管するとともに、収支状況を把握して、裁判所に報告できるようにしておく必要があります。

なお、後見人等に不正行為があった場合はもとより、裁判所の監督に基づく照会書への回答が遅れたり、必要事項の記載が不十分であったり、裏付けとなる資料が保管されていなかったりする場合には、裁判所から後見人等としての職務を行うに適さない事由があるとして、後見人等を解任されることがあります。

2 家庭裁判所の許可が必要な場合

後見人等が次の行為をする場合は、事前に家庭裁判所の許可が必要となります。

- (1) 後見人等が本人の居住用不動産について、売却、賃貸借、抵当権の設定、解体等をする場合
⇒「居住用不動産の処分許可の申立て」
- (2) 本人と後見人等がいずれも相続人である場合に遺産分割協議をする場合や、後見人等が本人所有不動産を買い取る場合等、本人と後見人等との間において利益が相反する場合
⇒「特別代理人又は臨時保佐人、臨時補助人選任の申立て」
- (3) 後見人等が本人の財産から一定の報酬をもらう場合
⇒「報酬付与の申立て」

3 後見人等への報酬について

後見人等に対する報酬は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定した上で、本人の財産の中から支払われます。後見人等が、自分の判断で、勝手に本人の財産から報酬を受け取ることはできませんので、支払を受けたい場合は、必ず報酬付与の申立てを行ってください。

後見人等により、本人の財産が安全適正に管理され、また、親族間の紛争が未然に防止されることとなります。後見人等に対する報酬は、そのために必要な費用であることをご理解ください。

4 後見等事務の終期について

後見等事務は、本人が死亡したり、本人の判断能力が回復して後見等開始の審判が取り消されたり、後見人等が辞めたりした時点まで続きます。

本人が死亡した場合には、後見人等は、2か月以内に管理していた財産の収支を計算し、管理していた財産を本人の相続人に引き継いだ上で、その現状を家庭裁判所に報告してください。また、東京法務局に成年後見の終了登記の申請をする必要があります。

本人の判断能力が回復した場合は、家庭裁判所で後見等開始の審判を取り消すことにより、後見等が終了します。その場合は、後見人等は、本人死亡の場合と同様に、2か月以内に管理財産を計算し、本人に引き継いだ上で、家庭裁判所に報告してください。

また、後見人等は、病気などやむを得ない事情がある場合に限り、家庭裁判所に後任の後見人選任の申立てをするとともに辞任の許可の申立てをし、その許可を得て、辞任することができます。辞任が許可され、新たな後見人等が選任された場合には、事務の引継ぎを行うこととなります。